

別 表

別表第 1 供給区域

この別表第 1 は、2026 年 10 月 1 日から実施いたします。

1. 金沢市

供給区域
広坂一丁目、広坂二丁目、柿木畠、上柿木畠、下柿木畠、堅町、里見町、油車、茨木町、 下本多町五番丁、下本多町六番丁、鱗町、新堅町三丁目、枝町、中川除町、川岸町、杉浦 町、水溜町、池田町一番丁、池田町二番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、池田町立丁、 十三間町、十三間町中丁、大工町、片町一丁目、片町二丁目、木倉町、香林坊一丁目、香 林坊二丁目、高岡町、武蔵町、上堤町、下堤町、博労町、青草町、上近江町、下近江町、 十間町、下松原町、西町三番丁、西町四番丁、西町藪ノ内通、尾山町、南町、長町一丁目、 長町二丁目、長町三丁目、中央通町、長土堀一丁目、長土堀二丁目、長土堀三丁目、三社 町、昭和町、芳斉一丁目、芳斉二丁目、六枚町、玉川町、尾張町一丁目、尾張町二丁目、 下新町、袋町、主計町、彦三町一丁目、彦三町二丁目、安江町、本町一丁目、本町二丁目、 堀川町、此花町、笠市町、木ノ新保町、木の新保七番丁、玉井町、島田町、柳町、西堀川 町、堀川新町（平成 18 年石川県告示第 432 号による変更前の木ノ新保五番丁及び堀川角 場町を除く。）、瓢箪町、丸の内、大手町、橋場町、並木町、材木町、横山町、兼六元町、 小将町、兼六町、東兼六町、扇町、暁町、桜町、天神町一丁目、天神町二丁目、田井町、 旭町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、鈴見台一丁目、鈴見台二丁目、鈴見台三丁 目、鈴見台四丁目、鈴見台五丁目、鈴見町（リの部及びカの部の市道 1 級幹線 18 号卯辰 山・若松線の西側を除く。）、東長江町（返の部の市道 1 級幹線 18 号卯辰山・若松線、市道 小坂 24 号末広町線及び遊歩道に囲まれた区域に限る。）、若松町（ロ、ツ（若松団地の簡易 ガス事業の供給地点群を除く。）、ソ、セ、ヨ、子、メ、ナ、茨尾、ヌ、ラ、ヒ、花田、エ、 京中、カ、上野及び南の部、平成十五年石川県告示第三百三十五号により町の名称が変更 となった区域及び字の区域が廃止となった区域並びに金沢大学の用地に限る。）、上若松 町、若松町一丁目、若松町二丁目、若松町三丁目、もりの里一丁目、もりの里二丁目、も りの里三丁目、田上町、田上の里一丁目、田上の里二丁目、田上さくら一丁目、田上さく ら二丁目、田上さくら三丁目、田上新町（田上団地及び田上第 2 団地の簡易ガス事業の供 給地点群を除く。）、田上本町（イ、ニ、ヘ、ヲ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ラ、コ、エ、一、 二、四、五、八、十）、田上本町一丁目、田上本町二丁目、田上本町三丁目、田上本町四丁 目、田上一丁目、田上二丁目、朝霧台一丁目、朝霧台二丁目、角間町（金沢大学の用地に 限る。）、角間新町、石引一丁目、石引二丁目、石引三丁目、石引四丁目、下石引町、飛梅 町、出羽町、宝町、小立野一丁目、小立野二丁目、小立野三丁目、小立野四丁目、小立野 五丁目、本多町一丁目、本多町二丁目、本多町三丁目、菊川一丁目、菊川二丁目、幸町、 錦町、三口新町一丁目、三口新町二丁目、三口新町三丁目、三口新町四丁目、笠舞一丁目、 笠舞二丁目、笠舞三丁目、笠舞町、笠舞本町一丁目、笠舞本町二丁目、城南一丁目、城南

二丁目、上野本町、平和町一丁目、平和町二丁目、平和町三丁目、大桑町（イ、ハ、ト、チ、リ、ソ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ、ロ甲、ロ乙、レ甲、ツ甲、ツ乙、ツ丙、穴淵欠、下葭島欠、上西欠、西ノ山、平の部） 、大桑一丁目、大桑二丁目、大桑三丁目、西大桑町、野田町（へ、ト、チ、ル、ヲ、ワ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ナ、ラ、ム、ネ、丙、太鞍山の部、一番、二番） 、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、長坂町、長坂一丁目、長坂二丁目、長坂三丁目、長坂台、泉野町一丁目、泉野町二丁目、泉野町三丁目、泉野町四丁目、泉野町五丁目、泉野町六丁目、若草町、緑が丘、泉野出町一丁目、泉野出町二丁目、泉野出町三丁目、泉野出町四丁目、清川町、法島町、十一屋町、寺町一丁目、寺町二丁目、寺町三丁目、寺町四丁目、寺町五丁目、野町一丁目、野町二丁目、野町三丁目、野町四丁目、野町五丁目、増泉一丁目、増泉二丁目、増泉三丁目、増泉四丁目、増泉五丁目、神田一丁目、神田二丁目、御影町、中村町、白菊町、千日町、糸田新町、弥生一丁目、弥生二丁目、弥生三丁目、泉が丘一丁目、泉が丘二丁目、有松一丁目、有松二丁目、有松三丁目、有松四丁目、有松五丁目、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、久安一丁目、久安二丁目、久安三丁目、久安四丁目、久安五丁目、久安六丁目、横川二丁目、横川三丁目（高橋川右岸） 、横川四丁目、横川五丁目、横川六丁目、横川七丁目、三馬一丁目、三馬二丁目、三馬三丁目、泉本町一丁目、泉本町二丁目、泉本町三丁目、泉本町四丁目、泉本町五丁目、泉本町六丁目、泉本町七丁目、西泉一丁目、西泉二丁目、西泉三丁目、西泉四丁目、西泉五丁目、西泉六丁目、米泉町（昭和四十七年石川県告示第六百七十二号による変更前の西金沢町イの部を除く。）、富樫一丁目、富樫二丁目、富樫三丁目、寺地町、寺地一丁目、寺地二丁目、伏見台一丁目、伏見台二丁目、伏見台三丁目、伏見新町、山科一丁目、山科二丁目、山科三丁目、高尾町（ホ、ニ、チ、リ、ヌ、ル、タ、ソ、ツ、ウ、子の部） 、高尾台一丁目、高尾台二丁目、高尾台三丁目、高尾台四丁目、高尾一丁目、高尾二丁目、高尾三丁目、高尾南一丁目、高尾南二丁目、高尾南三丁目、窪一丁目、窪二丁目、窪三丁目、窪四丁目、窪五丁目、窪六丁目、窪七丁目、円光寺町、円光寺一丁目、円光寺二丁目、円光寺三丁目、円光寺本町、光が丘一丁目、光が丘二丁目、光が丘三丁目、額谷町（イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、チ、リ、ヌ、ワの部） 、額谷一丁目、額谷二丁目、額谷三丁目、馬替一丁目、馬替二丁目、馬替三丁目、額新町一丁目、額新町二丁目、額新保一丁目、額新保二丁目、額新保三丁目、大額一丁目、大額二丁目、大額三丁目、大額町（ヌ、ル、ワの部）、額乙丸町（イ、ロ、ハ、ニの部） 、三十苅町（乙、丙、丁、戊の部）、しじま台二丁目（しじま台団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、四十万三丁目、四十万四丁目、四十万五丁目、四十万六丁目（四十万団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、四十万町（い、ろ、は、北イ、北ヌ、北ル、北ヲ、北ワ、北カ、ハ、ニ、ホ、リ、ムの部） 、南四十万一丁目、南四十万二丁目、南四十万三丁目、本江町、新神田一丁目、新神田二丁目、新神田三丁目、新神田四丁目、新神田五丁目、糸田一丁目、糸田二丁目、間明町、間明町一丁目、間明町二丁目、進和町、高島一丁目、高島二丁目、高島三丁目、米丸町、入江一丁目、入江二丁目、入江三丁目、東力町、東力一丁目、東力二丁目、東力三丁目、東力四丁目、玉鉾町、玉鉾一丁目、玉鉾二丁目、玉鉾三丁目、玉鉾四丁目、玉鉾五丁目、保古三丁目、西金沢四丁目（203 番地 2 及び 205 番地～208 番地までに限る。 ） 、新保本四丁目、松島町、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、古府町（昭和四十七年石川県告示第六百七十二号による変更前の八日市出町ホの部を除く。 ） 、古府一丁目、古府二丁目、古府三丁目、古府西一丁目、黒田一丁目、黒田二丁目、神野町（東、西の部） 、神野一丁目、神野

二丁目、神野三丁目、森戸一丁目、森戸二丁目、矢木一丁目、矢木二丁目、矢木三丁目、上荒屋一丁目、上荒屋二丁目、上荒屋三丁目、上荒屋四丁目、上荒屋五丁目、上荒屋六丁目、上荒屋七丁目、上荒屋八丁目（雇用促進金沢宿舎の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、上安原町、上安原一丁目、上安原二丁目、上安原南、中屋町、中屋一丁目、中屋二丁目、中屋南、いなほ一丁目、いなほ二丁目、いなほ三丁目、北塚町（東、西の部）、南塚町、稚日野町、専光寺町、佐奇森町、赤土町、ニッ寺町、袋畠町、福増町、打木町（東の部）、下安原町（東 1076 番地 3、東 1127 番地、東 1283 番地、東 1457 番地 1、東 1458 番地～東 1460 番地 1、東 1461 番地～東 1494 番地、東 1552 番地～東 1570 番地に限る。）、みどり一丁目、みどり二丁目、みどり三丁目、豊穂町（三番地）、五郎島町、栗崎町、栗崎町一丁目、栗崎町二丁目、栗崎町三丁目、栗崎町四丁目、栗崎町五丁目、栗崎町六丁目、金石本町、金石東一丁目、金石東二丁目、金石東三丁目、金石西一丁目、金石西二丁目、金石西三丁目、金石西四丁目、金石北一丁目、金石北二丁目、金石北三丁目、金石北四丁目、金石相生町、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町、金石新町、金石今町、金石海禅寺町、金石下寺町、金石上浜町、金石浜町、金石松前町、金石御船町、金石上越前町、大野町一丁目、大野町二丁目、大野町三丁目、大野町四丁目、大野町五丁目、大野町六丁目、大野町七丁目、松村町、松村一丁目、松村二丁目、松村三丁目、松村四丁目、松村五丁目、松村六丁目、松村七丁目、観音堂町、普正寺町、寺中町（名鉄寺中団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、木曳野一丁目、木曳野二丁目、木曳野三丁目、木曳野四丁目、桂町、無量寺町、無量寺一丁目、無量寺二丁目、無量寺三丁目、無量寺四丁目、無量寺五丁目、畝田町、畝田東一丁目、畝田東二丁目、畝田東三丁目、畝田東四丁目、畝田中一丁目、畝田中二丁目、畝田中三丁目、畝田中四丁目、畝田西一丁目、畝田西二丁目、畝田西三丁目、畝田西四丁目、元菊町、大和町、大豆田本町、向中町、南広岡町、駅西本町一丁目、駅西本町二丁目、駅西本町三丁目、駅西本町四丁目、駅西本町五丁目、駅西本町六丁目、駅西新町一丁目、駅西新町二丁目、駅西新町三丁目、長田本町、長田一丁目、長田二丁目、中橋町、二口町、若宮町、若宮一丁目、若宮二丁目、薬師堂町、出雲町、示野町、示野中町、示野中町一丁目、示野中町二丁目、桜田町、桜田町一丁目、桜田町二丁目、桜田町三丁目、戸板一丁目、戸板二丁目、戸板三丁目、戸板四丁目、戸板五丁目、戸板西一丁目、戸板西二丁目、ニッ屋町、二宮町、北町、藤江南一丁目、藤江南二丁目、藤江南三丁目、藤江北一丁目、藤江北二丁目、藤江北三丁目、藤江北四丁目、日吉町、醒ヶ井町、折違町、広岡町、広岡一丁目、広岡二丁目、広岡三丁目、長田町、西念町、西念一丁目、西念二丁目、西念三丁目、西念四丁目、北安江町、北安江一丁目、北安江二丁目、北安江三丁目、北安江四丁目、北寺町、松寺町（ワ、カ、丑及び寅の部、卯及び辰の部並びに子の部の一般国道 8 号の北側に限る。）、大浦町（ハの部の大宮川左岸）、セッ屋町、大河端町、大河端西一丁目、大河端西二丁目、北間町、須崎町、かたつ、蚊爪町、湊三丁目、湊四丁目、南新保町、大友町、大友一丁目、大友二丁目、大友三丁目、戸水町、戸水一丁目、戸水二丁目、鞍月一丁目、鞍月二丁目、鞍月三丁目、鞍月四丁目、鞍月五丁目、鞍月東一丁目、鞍月東二丁目、西都一丁目、西都二丁目、御供田町、近岡町、直江町、直江東一丁目、直江東二丁目、直江西一丁目、直江南一丁目、直江南二丁目、直江北一丁目、弓取町（弓取団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、三ッ屋町、三口町、割出町、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、三浦町、諸江町、沖町、磯部町（イ、ロ、ハの部）、三池町、三池栄町、高柳町（ソ、一、二、五、九、十、十一、十二、十三の部）、横枕町（高速道路の南

側) 、小坂町(東、西、南、北、中、辰、巳、未の部)、神谷内町(イ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、タ、レ、ソ、ツ、子、甲、乙の部を除く。)、柳橋町(甲、乙、丙、丁、イ、ハ、ニ、ヘ、チ、ヨ、アの部)、法光寺町(ハ、ニ、ホ、トの部)、百坂町(ハ、ニ、ホ、ト、チの部、ロの部の高速道路の南側)、小橋町、昌永町、京町、浅野本町、梅沢町、浅野本町一丁目、浅野本町二丁目、元町一丁目、元町二丁目、乙丸町、神宮寺町、神宮寺一丁目、神宮寺二丁目、神宮寺三丁目、鳴和一丁目、鳴和二丁目、小金町、森山一丁目、森山二丁目、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、山の上町、春日町、大樋町、御所町(イ、ロ、ハ、ニ、ウ、井、丑、寅、卯の部)、南御所町、鳴和町(イ、ハ、ヌ、ワ、タ、ツ、ナ、ラ、ウ、ヤ、マ、ク、スの部)、鳴和台、卯辰町、鶯町、常盤町、東御影町、子来町、観音町一丁目、観音町二丁目、観音町三丁目

2. 野々市市

供給区域
高橋町、扇が丘、栗田三丁目、矢作三丁目、三納三丁目、位川、太平寺一丁目、太平寺二丁目、太平寺三丁目、堀内四丁目、長池